

～建築主・代理人の方へ～

住居表示の申請について

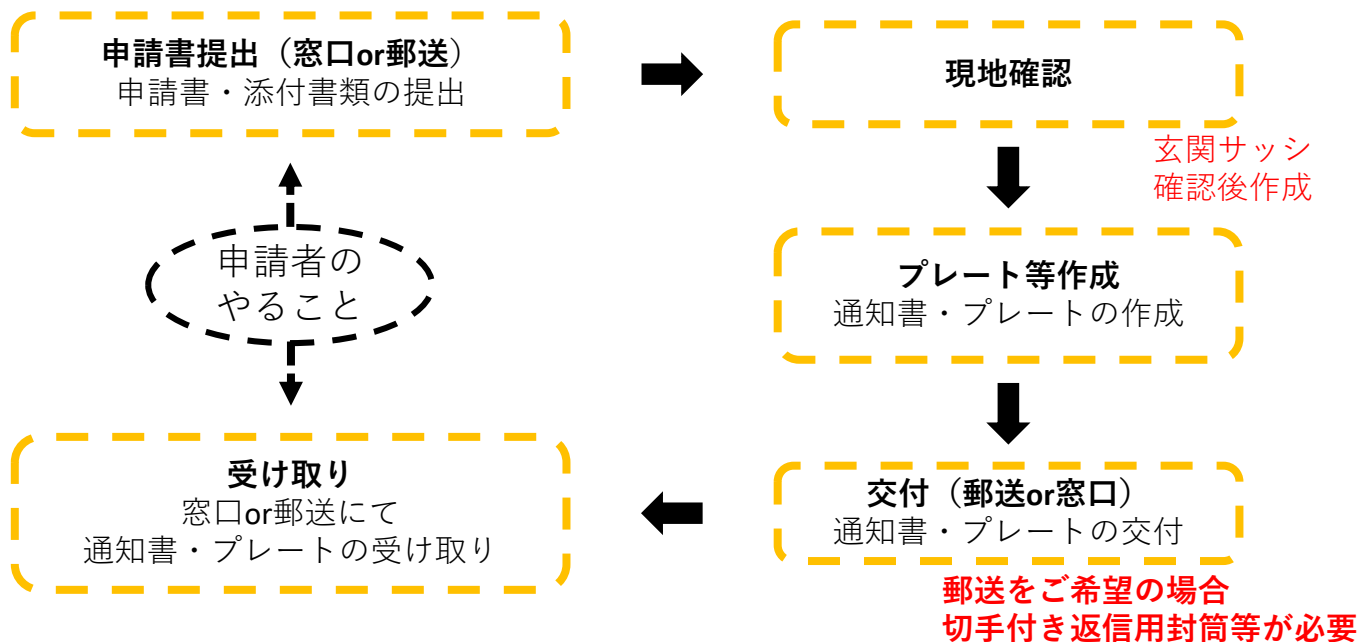
住居表示 実施地区	➡	一之宮・大曲・岡田（二～八丁目）・小谷・中瀬
未実施地区	➡	岡田（一丁目）倉見・宮山・田端・小動・大蔵

住居表示実施区域内における建築物の建築では、
「住居表示建物その他工作物新築等届」の申請をしていただいております。
窓口もしくは郵送にて必要書類の提出をお願いいたします！

交付方法

・郵送もしくは窓口交付の希望制（申請書に希望交付方法をご記入ください）
※郵送をご希望の場合は、切手付きの返信用封筒等（レターパックなども可）が必要となります。
（おおよそ一件当たり94円）

申請から交付までの流れ



必要書類

- ・申請書（住居表示建物その他新築等届）
- ・添付書類（案内図、配置図、平面図、立面図）
- ・切手付きの返信用封筒（**窓口交付希望の場合は不要**）

※注意事項

- ・寒川町住居表示に関する条例に基づき、申請書の提出をお願いしております。
- ・転入、登記等の手続きの前までに申請をお願いしております。
- ・現地確認から交付までおよそ**1週間**いただいておりますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

寒川町 都市計画課 都市計画・開発指導担当
☎0467-74-1111（内線324） FAX：0467-75-9906